

コラボ四街道ガイドブック 2027

四街道市

みんなで地域づくり事業提案制度募集要項

募集期間

2026.9.1（火）～10.31（土）

意見交換等期間

2026.11.6（金）～11.27（金）

最終提出期限

2026.12.11（金）

公開プレゼンテーション

2027.2.19（金）※予定

^^^-----

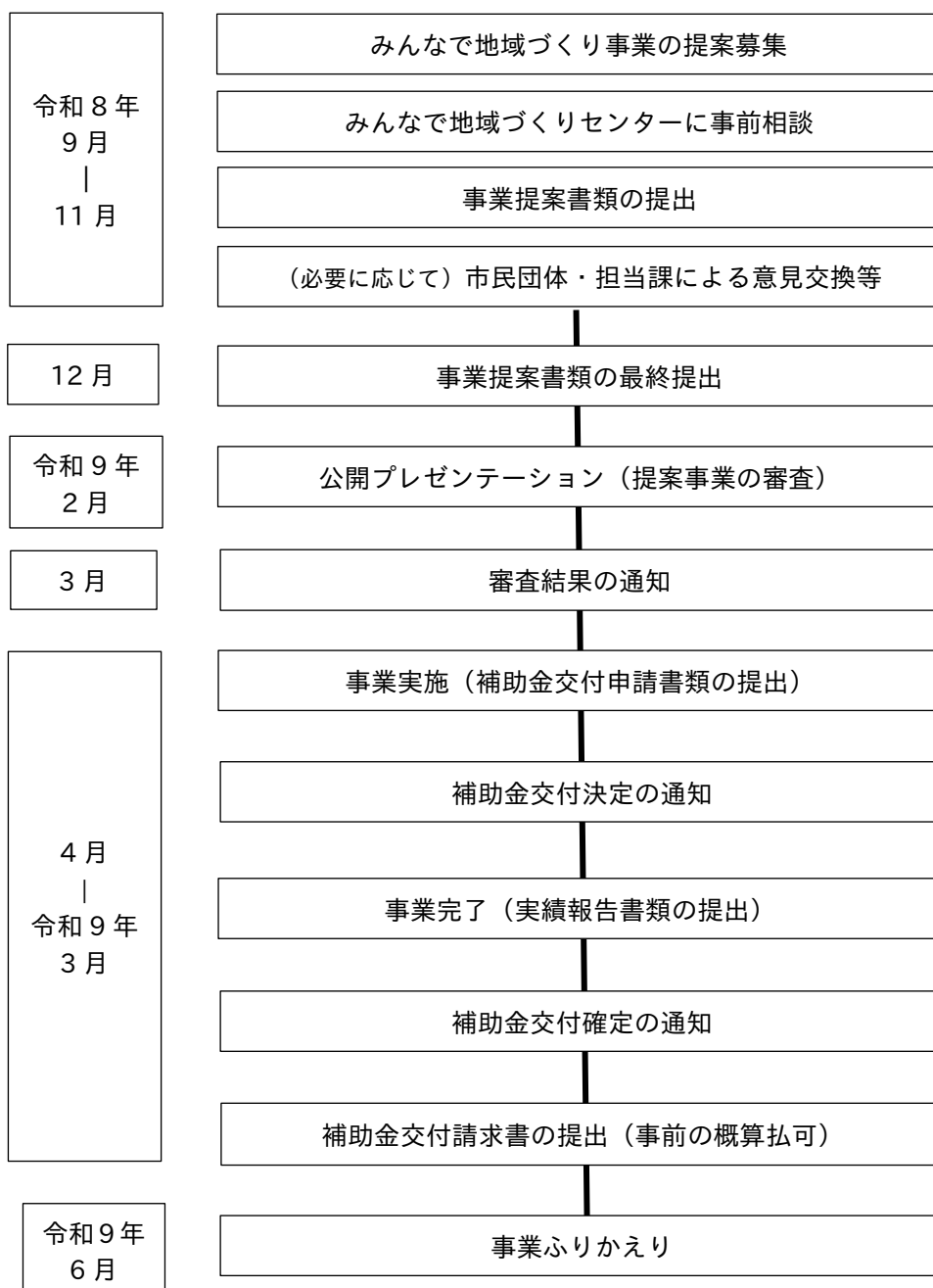
1 みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）とは

みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）は、NPO 法人、ボランティア団体、自治会などの自主的に地域づくり活動を行う市民団体が、より良い地域づくりをめざして、地域にある課題の解決につながる事業を提案し、主体的に、または市と協力して事業を実施する制度です。

市民団体及び市は人材、技術、場所、資金等の社会資源を持ち寄ることで事業の実現性を高め、魅力ある地域づくりを実践していきます。

^^^-----

2 事業の流れ



^^^-----

3 事業部門・補助金額

事業実施にあたって、市民団体が提案できる部門は、以下のとおりとなります。また、補助金額は、次に示す補助率による補助額を上限として予算の範囲内で補助金を交付します。補助率とは、対象経費（6 対象経費 参照）のうち何%まで補助金の交付が可能かを示したものです。上限額の範囲内で補助金を申請してください。※補助金の額は千円未満を切り捨てた額となります。

① 地域づくり部門

交付上限額：1 年度目 50 万円 2 年度目 40 万円 3 年度目 30 万円

補 助 率：対象経費の 90%

交 付 回 数：同一事業につき 3 回

要 件：地域づくりや地域課題等の解決を図るためのスタートアップや活動を拡充させる事業であること。

（補助金額例）地域づくり部門：申請 1 年度目・対象経費 580,000 円の場合

$580,000 \text{ 円 (対象経費)} \times 90\% \text{ (補助率)} = 522,000 \text{ 円}$ になるが、補助金の申請は上限である **500,000 円**まで可能となる。

② 若者チャレンジ部門

交付上限額：1～3 年度目の各年度 10 万円

補 助 率：対象経費の 100%

交 付 回 数：同一事業につき 3 回

要 件：生徒や学生等が中心となり、地域づくりや地域課題等の解決を図るための事業であること。

（補助金額例）若者チャレンジ部門：申請 2 年度目・対象経費 85,500 円の場合

$85,500 \text{ 円 (対象経費)} \times 100\% \text{ (補助率)} = 85,500 \text{ 円}$ となるが、補助金の申請は千円未満を切り捨てた **85,000 円**まで可能となる。

※補助期間は単年度ですが、補助を継続することで次年度以降の事業の波及性、発展性等が見込まれるものや大きな成果が期待できる場合は、3 年度を限度に申請が可能です。（審査は年度ごと実施）

※事業の実績を踏まえて、課題、問題点を検証し、改めて計画をつくり、次年度以降の提案につなげてください。

□補助金の金額の変更について

補助金の金額は、提案書類提出後、原則変更することができませんので、ご注意ください。

また、決算時に対象経費の 90%が予算時の補助金額に満たない場合は決算時の対象経費の 90%までしか補助金を交付することができませんので、ご注意ください。

^^^-----

4 提案できる団体

提案できる市民団体は、次の①～③のすべての要件に該当する団体とします。なお、若者チャレンジ部門に関しては、④～⑦を含むすべての要件に該当する団体とします。（*NPO、事業者等も対象になります。）

①四街道市内を主な活動範囲としていること

②運営及び会計処理が適正に行われていること

③3 人以上で組織されていること

④構成員には満 18 歳以上の方が 2 人以上必要です。いない場合は、構成員とは別に満 18 歳以上の代表

者及び会計責任者を各 1 人以上置くこと。

- ⑤事業実施年度において在学している中学校、中等教育学校若しくは高等学校の生徒または高等専門学校、専修学校、大学（短期大学を含む。）若しくは大学院の学生その他の 10 代又は 20 代である若者を主体とした市民団体とする。（*在学証明書等の提出が必要）
- ⑥構成員の半分以上が生徒または学生等であること。
- ⑦生徒（未成年者）により構成される場合は、法定代理人による同意を得ていること。

^^^^-----

5 対象となる事業

本制度の対象となる事業は、次の①から③のすべての要件に該当する事業で、かつ④から⑦までのいずれかに該当するものとします。

- ①地域づくり、地域課題等の解決につながるもの
- ②市民ニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できるもの
- ③事業計画及び予算の積算が適正であるもの
- ④市民の地域への参画が促進されるもの
- ⑤市と協力して実施することにより、市及び市民団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できるもの
- ⑥市民団体の基盤強化や人材育成につながるもの
- ⑦事業の目的意識や役割分担が明確で地域づくりにつながるもの

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外とします。

- ①現在本制度の事業として実施されている事業で 3 年を超えるもの
- ②主として営利活動を目的としたもの
- ③特定の個人や市民団体のみが利益を受けるもの
- ④調査研究のみを目的としたもの
- ⑤交流または親睦のみを目的としたもの
- ⑥宗教活動または政治活動を目的としたもの
- ⑦特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党に関係するもの
- ⑧暴力団または暴力団員と関係するもの
- ⑨公序良俗に反するもの
- ⑩国、県及びそれらの外郭団体等から助成を受けているもの
- ⑪既存制度で対応できるもの
- ⑫その他市長が適当でないと認めるもの

[具体例]

多文化共生活動・・・外国人に対する防災の啓発、アフガニスタン人との交流イベント

環境活動・・・環境美化、里山保全（公共施設の環境美化活動、ほたる観察会）

地域福祉活動・・・高齢者等訪問活動、スマホ・PC 教室、チャリティバザー、

教育活動・・・子供向けのプログラミング教室、スポーツイベント

居場所づくり・・・子ども食堂、高齢者サロン

その他・・・特定地域※（千代田地区）を対象とした地域活力の維持・向上等の活動、子育て世代向けイベント、

※総合計画第 1 期基本計画において、市の中で最も高齢化率の高い千代田地区を「特定地域」と指定

^^^-----
6 対象経費

補助金の対象となる経費は次のとおりですが、経費の妥当性や金額については、担当課との意見交換や審査の段階で調整する場合があります。

①報償費 ②旅費 ③需用費 ④役務費 ⑤委託費

⑥使用料及び賃借料 ⑦備品購入費 ⑧その他の経費

*市からの補助金交付決定通知以前に発生した費用は原則対象となりません。

☐有償ボランティアの考え方（参考）

・有償ボランティア費（報償費）の計上にあたっては、公的資金を活用しての事業となること、また他の市民活動やボランティア活動との公平性等を考慮し、真に必要な経費であるかを精査してください。

[有償ボランティアの目安]

500 円／半日（4 時間程度） 1,000 円／1 日（8 時間程度）

☐備品購入費の考え方（参考）

・備品購入費の計上にあたって、地域づくり部門は、1 品 1 万円以上 5 万円以下かつ補助金額に対して 2 割を上限とし、若者チャレンジ部門は、1 品 1 万円以上 2 万円以下かつ補助金額に対して 2 割を上限とします。

なお、購入した備品は備品台帳を作成し、管理してください。

例 1） 地域づくり部門

500,000 円（補助金額）×20%（上限）＝100,000 円

上限である **100,000 円**まで備品購入費の計上が可能（**1 品 50,000 円**まで）

※1 品 40,000 円の備品を 2 点、30,000 円の備品を 1 点購入した場合、合計で 110,000 円となるので、このうち 100,000 円が対象経費、10,000 円を対象外経費となります。

例 2） 若者チャレンジ部門

100,000 円（補助金額）×20%（上限）＝20,000 円

上限である **20,000 円**まで備品購入費の計上が可能（**1 品 20,000 円**まで）

☐予算・決算計上時の注意点

・団体構成員に支払う費用についてはどの費目においても対象外経費です。

※ただし、専門的な知識を有する方への依頼等を除く。

・対象経費の基準に当てはまっている費目であっても、予算書の対象経費内に計上されていないものは、決算時に対象外経費での計上となります。計上漏れがないかご確認のうえ、ご提出ください。

・採択は単年度事業に対してのものであるため、採択事業実施年度の翌年度以降の準備に要する経費については対象経費であっても計上できません。

□対象となる経費の例示

費目		例示
報償費		◆外部講師、出演者への謝金（外部講師等への交通費は報償費で計上） *ただし、1人あたりの報償費の上限を5万円とする ◆有償ボランティア費（主たる活動への団体構成員以外に対する謝金） *ただし、総事業費に占める割合が概ね3割を超えない範囲 （認められない経費） ・団体構成員に対する謝金・菓子折り等（現金以外のもの） ・団体構成員でない場合であっても、団体内部の会議への参加に対する謝金
旅費		◆事業実施にあたり直接的に要するバス、電車等の交通費 *ICカード等の使用により費用の証明が困難な場合は、経路、移動先等が客観的にわかる資料を整えること （認められない経費） ・団体構成員に対する交通費、イベント等参加者の交通費
需用費	消耗品費 *購入価格が1万円未満のもの	◆筆記用具、コピー用紙、種苗、環境衛生のための薬剤等 （認められない経費） ・団体構成員への花束等の品物 ・コンテスト等のトロフィー、メダル、記念品
	印刷製本費	◆PRポスター、パンフレット、プログラム、コピー、写真の現像等
	燃料費	◆事業実施にあたり直接的に要するガソリン等
役務費	通信運搬費	◆募集案内、チラシ、商品の受け取り等の送料 ◆会場までの資材等の配送に係る運搬費 （認められない経費） ・個人、団体が所有している電話等の通信費・団体構成員のみの会議等に係る通信費
	手数料	◆振込手数料、クリーニング代
	保険料	◆事業実施にあたり必要な保険料（イベント保険等） （認められない経費） ・火災、地震等の家屋に係る保険料
委託費		◆事業実施にあたり、専門的な技術等（デザイン等）を要する業務を外部に委託する経費 （認められない経費） ・事業を全て外部に委託する等
使用料及び賃借料		◆公民館等公共施設、会議室、イベント会場等使用料 ◆機材レンタル・リース料等 ◆事業実施のために借り上げた施設の賃借料 （認められない経費） ・個人、団体に車両等を借りた場合の使用料 ・団体等が管理する施設等への使用料 ・団体事務所等、団体運営のための経常的な経費に当たるもの
備品購入費		◆事業実施にあたり必要不可欠なもので、長期的に当該事業において使用する物品 ※地域づくり部門は、1品1万円以上5万円以下かつ補助金額に対して2割を上限とし、若者チャレンジ部門は、1品1万円以上2万円以下かつ補助金額に対して2割を上限とする ※備品台帳を作成すること （認められない経費） ・1品5万円を超える物品 ※汎用性の高い物品は、リース等を活用すること
その他経費		◆事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認める経費

※全経費共通で補助対象にならないのは下記のとおりです。

- ・公的資金を支出する事業として、社会通念上、適切と認められない経費
- ・当該事業に直接必要と判断しかねる経費
- ・市民団体で経常的に要する経費（事務所の光熱水費やスタッフ人件費等）

7 補助金以外の協力・サポート

市は、補助金の交付以外にも、相談や情報提供等、事業実施にあたり必要な社会資源の提供を積極的に行います。提案にあたっては、双方が提供できる社会資源について意見交換を行い、効果的に事業の実施ができるよう努めます。また、本制度に採択された場合は広報支援として、採択年度では2回／年、採択翌年度では1回／年市政だよりに記事の掲載をすることが可能となります。

□みんなで地域づくりセンターによるサポート

みんなで地域づくりセンターでは、普段、生活の中で市民のみなさんが感じる地域の課題やその解決方法、地域をよりよくする取組についてアイデアを出し合う場を設けています。

また、事業提案に向けた申請書の書き方、資料作成のサポートやプレ・プレゼン（公開プレゼンテーション前の練習会）も行っていますので、ご活用ください。

みんなで地域づくりセンター（四街道市鹿渡 2001-11） 火曜－金曜 9:00－16:30 土曜（第1） 9:00－12:00
TEL：043-304-7065 MAIL：info@minnade.org

8 応募手順・方法

①書類の提出（募集期間内）

次の書類を作成の上、みんなで課に提出してください。

- (1) みんなで地域づくり事業提案書（実施要綱様式第1号）
- (2) みんなで地域づくり事業計画書（実施要綱様式第2号）
- (3) みんなで地域づくり事業収支予算書（実施要綱様式第3号）
- (4) 提案団体概要書（実施要綱第4号）
- (5) 団体の規約、会則等
- (6) 団体名簿
- (7) 団体の活動内容がわかるもの（新規団体を除く）
- (8) その他市長が必要と認める書類

※募集期間内に提出された書類の内容や予算額等は、原則として、これより先の手順において団体都合で変更することはできません。この段階で事業の基礎は固めた状態で書類を提出してください。ただし、みんなで課から団体に書類の修正や再提出をお願いする場合があります。

【提出方法】

みんなで課の窓口またはメール

※資料を持参する場合は、市役所の開庁時間内にご提出ください（平日9:00～16:30）

②担当課との意見交換等

担当課との意見交換等を行い、事業を実施する上での課題等を共有します。

※意見交換期間中にみんなで課から担当課宛に意見照会を行い、その結果を各団体にお知らせします。各団体は必要に応じて担当課と打ち合わせを行ってください。

※担当課がない場合は、本意見交換等の手続きは省略になります。

③書類の最終提出

担当課との意見交換後、必要に応じて提案書類を修正した上で、再度みんなで課に提出してください。*必ず①募集期間内に提出した後、②の手順を経て、③最終提出してください。

④書類の配布場所

(1) みんなで課 (2) みんなで地域づくりセンター (3) 市ホームページ

^^^-----

9 審査

提案された事業は、みんなで地域づくり推進委員会委員の6名が提出書類及び公開プレゼンテーションにより総合的に審査を行い、最終的には四街道市長が採択団体を決定します。公開プレゼンテーションは、説明時間7分、質疑応答時間7分とします。

※応募団体が多数の場合は、事前に書類審査を行うことがあります。

□審査基準

審査項目	審査の視点
事業の必要性	本制度の対象となる事業であるか。(「5 対象となる事業」の①～⑦参照)
企画力・企画の適正性	地域課題の解決や地域づくりを効果的、効率的に進めていくための具体的かつ現実的な企画になっているか
実現可能性	事業を実施する能力(専門知識、技術、人材等)があるか
継続性※	一過性の事業ではなく、団体の目的や将来ビジョンと整合性があり、団体の自立や発展に資する事業であるか。
発展性・波及性	事業の発展や地域に波及することが期待できるか また多様な市民等の参加・参画が見込めるか
成果	事業を実施することにより期待できる成果は明確かつ妥当であるか
費用の適正性	事業内容に対して経費の積算は妥当であり、必要最小限の経費となっているか。
補助の必要性	本事業の実施に当たり、公的資金による支援が事業の質・公益性・波及効果を高める上で意義があると認められるか。

※若者チャレンジ部門は、学生が主体の部門であり、卒業や進学といったライフステージの変化が避けられないため、審査項目から継続性を対象外とします。

5点	4点	3点	2点	1点
とても評価できる	評価できる	基準(採択相当)	やや評価できない	評価できない

- ・各項目を5点満点で採点し、事業採択の適否を審査します。
- ・各委員が採点した平均点が24点以上(若者チャレンジ部門は、平均点が21点以上)の場合は採択とします。
- ・各項目の中で5項目以上が3点未満(若者チャレンジ部門は、4項目以上が3点未満)の評価となった場合は不採択とします。

*審査基準等は、協議により変更される場合があります。

^^^-----

10 事業の実施から完了まで

①補助金の申請

審査結果をもとに、市長は採択事業を決定します。採択された市民団体は、必要に応じて担当課と詳細な意見交換等を行います。補助金の交付にあたっては、次の書類を作成の上、令和8年4月1日以降、みんなで課に提出してください。

- (1) みんなで地域づくり事業補助金交付申請書(補助金交付要綱様式第1号)
- (2) みんなで地域づくり事業計画書(実施要綱様式第2号)
- (3) みんなで地域づくり事業収支予算書(実施要綱様式第3号)

- (4) 提案団体概要書（実施要綱様式第 4 号）
- (5) 団体の規約、会則
- (6) 団体名簿
- (7) その他申請にあたり必要となるもの

※ただし (2) ～ (7) は提案時から変更がない場合は省略可

※補助金の概算払いを希望する場合は、事前にご相談ください。

※団体名、代表者名、事業内容等について、ホームページ等で公開する場合があります。

②事業の実施

事業の実施は 4 月 1 日から可能ですが、市からの補助金交付決定通知以前に発生した費用は原則対象となりませんので、事業に係る経費の支出も、補助金交付決定通知以降に行うようにしてください。

事業を実施する上では、担当課と協力し、必要に応じて、協議、調整を行ってください。

また、チラシ等広報物の発行や SNS での広報等を行う場合には、コラボ四街道採択事業である旨の表記をお願いします。

みんなで課及びみんなで地域づくりセンターで情報を共有し、事業のサポートを行いますので、お気軽にご相談ください。

③事業の変更等

事業内容に変更が生じる場合、みんなで課にご相談ください。軽微な変更を除いて、みんなで地域づくり事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（補助金交付要綱様式第 3 号）の提出が必要となります。

また天災、団体の都合などにより、事業の実施ができない場合なども同様に提出することとなりますので、ご相談ください。

[軽微な変更の例]

- ・ 事業内容の目的達成に支障のない範囲での消耗品等の購入による増減
- ・ 予定開催日と同月内での日程変更
- ・ 団体構成員の変更 等

*上記の例にあっても、事業内容、全体への影響などの総合的な判断により、軽微な変更と認められない場合もあるので、早めにご相談ください

※事業を大幅に変更する場合、補助金の一部または全部を返金いただく場合があります。

④事業の完了

事業が完了したときは、市長が定める期日までに次の書類を作成して、みんなで課に直接提出してください。

- (1) みんなで地域づくり事業補助金実績報告書（補助金交付要綱様式第 4 号）
- (2) コラボ四街道まとめ（事業成果、課題、今後の事業展開等）
- (3) 収支決算書（繰越金が発生した場合は、次年度以降の用途を明記すること）
- (4) 経費の支出がわかる書類（領収書等）
- (5) 備品台帳（備品を購入した場合のみ提出）
- (6) 印刷物や任意書式の報告書など必要と認められる書類

※ (2)、(3)、(5)、(6) の書類は、みんなで地域づくり推進委員会での資料として配布したり、市ホームページ上で公開したりする場合があります。（個人情報が入っている場合は、その部分を伏せた形で公表します。）

⑤補助金の確定

市は、上記書類を審査し、補助金の額を確定し、市民団体へ補助金交付確定の通知をします。

なお、審査の結果、補助金を減額する場合があります。

^^^-----

11 事業のふりかえり

市民団体は事業が完了したら「コラボ四街道まとめ」を作成し、みんなで課に提出します。事業実施の翌年度に「コラボ四街道まとめ」に対してみんなで地域づくり推進委員会等から意見を聴くことで、今後の事業の参考とし、事業の質の向上を図っていきます。

^^^-----

12 おわりに

みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）は、市民団体が、より良い地域づくりをめざして、地域にある課題の解決につながる事業を提案し、主体的に、または市と協力して事業を実施する制度です。事業終了後も継続することはもちろん、より充実した事業に発展させていくためにも連携や協力を絶えず行っていくことが大切です。

関連資料

[記載例]

年 月 日

四街道市長 ○○ ○○ 様

職名（代表、実行委員長等）も記載
例年、代表者の職名の記入漏れが多いため注意してください

名 称

提案団体 所在地

代表者 代表 ○○ ○○

事業名だけで事業内容、目的が伝わる名称に

みんなで地域づくり事業提案書

事業の概要を 100 字程度で記載

四街道市みんなで地域づくり事業提案制度実施要綱第 7 条の規定により、次のとおり提案します。

①・2・3 年度目

事業名	……でイキイキ……活性化事業		
事業概要	……を対象に……を実施して、……広く……するための事業をするもの		
事業分野		保健・医療・福祉	○
		まちづくり	
		農村等振興	
		環境	
		地域安全	
		国際協力	
	◎	子どもの健全育成	
		科学技術	
		職業能力開発・雇用機会拡充	
		市民活動支援	
事業部門		地域づくり部門	○
市の担当課	○○○課 △△△課		
添付書類	(1) みんなで地域づくり事業計画書(様式第 2 号) (2) みんなで地域づくり事業収支予算書(様式第 3 号) (3) 提案団体概要書(様式第 4 号) (4) 団体の規約、会則等の写し (5) 団体の構成員の名簿 (6) 団体の活動内容がわかるもの(パンフレット等) (7) その他()		

連携や協力を得たい市の担当課を記載

備考

- 「事業概要」は、簡潔に記載してください。
- 「事業分野」は、該当する分野に○印を付けるものとし、該当する分野が複数ある場合には、主なものに◎印を付け、その他のものに○印を付けてください。
- 「事業部門」は、いずれかの部門に○印を付けてください。

[記載例]

みんなで地域づくり事業計画書

事業名	事業を行うきっかけや課題認識、背景を記載 またどのように市民の役に立つか、どのような地域を目指すかを記載	
目的・必要性	以前より、西街道市では……という課題があり、……で対応している現状がありました。 そのような中で……を実施することで……の充実が図れ、市民にとって……な地域となります。 当団体がこれまで実施してきた……のノウハウを生かし、……することでこのような地域とすることが本事業における目的です。	
内 容	1. ……の開催 [内容]……を対象に、……を講師に……を開催 [会場]……公民館 2. ……の実施 [内容]……を対象に、……を制作する……を実施 [会場]……センター	
スケジュール	時 期	具体的な取組
	5 月	広報活動（チラシ・ポスター配布）、参加者募集
	7 月	リハーサル
	8 月	イベント、講座などの本番の日程だけでなく、主要な事前準備や広報のタイミングなど事業全体の流れがわかるよう記載
担当課	(担当課) 〇〇〇課、△△△課	
	(役割) [〇〇〇課] ……指導員の紹介 [△△△課] ……に関するアドバイス 市政だよりへのイベント情報掲載	
他団体との連携	……大学（講師の紹介） NPO 法人……（技術的支援） ……の会（広報協力）	
期待される成果	(1) ……の開催により多くの……に関心のある市民が集まることで、……意識を向上させるとともに、……他地域へ広がっていくことが期待できる 参加者数：〇〇人 (2) ……の実施により得られたアンケート結果を踏まえて、……をまとめ、今後の……活動に活かしていくことが期待できる アンケートサンプル数：〇〇件	

[記載例]

みんなで地域づくり事業収支予算書

事業名	〇〇〇事業
-----	-------

【収入】

対象経費（B）の補助割合（対象部門毎の上限）
以内で千円未満切り捨てになっているか確認

(単位：円)

項目	予算額	具体的な内容・積算
市補助金	300,000	
自己資金	55,000	会費 30,000 円 講座参加費 25,000 円
寄付金	20,000	一口 5,000 円×4 件
		事業に関する収入を漏れなく記載
収入合計	375,000	A(=D)

【支出】

(単位：円)

項目	予算額	具体的な内容・積算
対象経費	報償費	80,000 講師謝礼金 50,000 円 有償ボランティア費 30,000 円 (1,000 円×10 人×3 回)
	消耗品費	45,000 コピー用紙 10,000 円 (1,000 円×10 個) 文具類 (筆記用具、マジック等) 15,000 円 インク 20,000 円 (4,000 円×5 個)
	印刷製本費	80,000 イベントチラシ 50,000 円 (50 円×10,000 枚) 講座チラシ 30,000 円 (50 円×6,000 枚)
	通信運搬費	40,000 イベントチラシ郵送代 40,000 円 (80 円×5,000 円)
	使用料及び賃借料	90,000 イベント会場使用料 60,000 円 (30,000 円×2 日) テント賃借料 30,000 円 (15,000 円×2 日)
小計		335,000 B 積算根拠 (単価、数量) を記載
対象外経費	報償費	10,000 イベント協力者菓子折り
	食糧費	20,000 イベント打合せ食糧費
	通信運搬費	10,000 団体電話使用料
小計		40,000 C 収入合計欄 (A) と等しくなるよう記載
支出合計		375,000 D(B+C)

備考

- 1 見積書等、積算の根拠となる書類がある場合は、当該書類を添付してください。
- 2 提案時における事業費及び市補助金額は、担当課との意見交換等を経て変更される場合があります。

[記載例]

提案団体概要書

団 体 名			
所 在 地 等	(〒 —)	事務所がある場合は所在地、 個人宅の場合は住所を記載	
	電 話		
	ファクシミリ		
	電 子 メ ー ル		
	ホ ー ム ペ ー ジ	HP や Facebook などがある場合は記載	
代 表 者	役 職		
	ふ り が な 氏 名		
	住 所	(〒 —)	
連 絡 責 任 者	ふ り が な 氏 名	郵送の送付先、連絡窓口の責任者を記載 (代表者の場合は「同上」と記載)	
	住 所	(〒 —)	
	電 話		
	電 子 メ ー ル		
設 立 年	年	会 費	円
構 成 員 数	人(うち四街道市民 人)		
主 な 活 動 地 域	(市内)		
	(市外)		
活 動 目 的	団体の活動（事業）目的を記載 (本制度活用のために立ち上げた場合は、その目的を記載)		
主 な 活 動 実 績	設立から現在までの団体の主な活動実績について記載 (当市の補助金、助成金等の交付実績等を含む)		
そ の 他	(PR 等)	団体活動の補足事項、PR 事項などあれば記載	

□事業分野一覧

1	保健・医療・福祉の増進	2	社会教育の推進
高齢者支援、障害者支援、生活支援、点字・手話教育活動、公衆衛生の啓発、薬品の情報提供		生涯学習活動、読み書き教室、不登校児や引きこもり青少年の学びの場を提供する活動	
3	まちづくりの推進	4	観光の振興
まちおこし、地域活性化、地域コミュニティの活性化、地域情報誌の発行、バリアフリーの推進		地域ブランドづくり、観光商品開発	
5	農村等の振興	6	学術・文化・芸術・スポーツの振興
過疎防止活動、就農支援、地産地消		伝統文化の振興・継承、芸術家への支援、演劇鑑賞会、地域楽団、地域劇団、スポーツ大会やスポーツ教室	
7	環境の保全	8	災害救援活動
野生動物や野鳥の保護、森林保全、環境セミナーなど自然・環境教育活動、公害防止活動、ペット保護		災害の救援活動、被災者の生活支援、救援ネットワークづくり、災害予防の普及活動	
9	地域安全活動	10	人権擁護・平和の推進
防犯パトロール、犯罪・事故の予防、交通安全活動、交通マナー向上活動、登下校時の見守り活動		外国人、障害者、女性、子どもなどの人権啓発、核兵器廃絶などの平和推進活動、いじめ防止活動	
11	国際協力活動	12	男女共同参画の促進
留学生の支援活動、帰国者の援助、国際交流活動、海外との文化交流、多文化共生		女性の自立支援、セクハラ防止活動、雇用の充実を図る活動、女性が安心して働ける環境整備を促す活動	
13	子どもの健全育成	14	情報化社会の発展
子育て支援、子ども会活動、児童保育、学童保育、非行防止活動、いじめ相談、児童相談		パソコン教室などインターネットを利用した学習システムの普及活動、情報通信ネットワークづくり	
15	科学技術の振興	16	経済活動の活性化
科学技術とまちづくりなどの異分野をつなぐ活動、科学教育教室など科学や技術への関心を高める活動		地域産業の振興など、地域経済活性化の促進を図る活動、起業支援、コミュニティビジネス支援	
17	職業能力開発・雇用機会の拡充	18	消費者保護活動
就労情報の提供・就労支援、雇用創出を図る活動、高齢者への雇用支援、障害者への職業訓練活動		商品知識の普及を図る活動、詐欺被害にあわないための消費者教育活動、消費者相談	
19	市民活動支援	20	その他
上記の活動を行う団体に対する助言や支援、団体間の連絡・交流を図る活動、中間支援活動		その他、地域づくりに関する活動	

[Q & A]

Q 構成員は市内在住でなければいけませんか。

A 構成員は市外在住でも構いませんが、団体の主な活動場所が市内であることが必要です。また、本制度に申請する事業に関しては市内で実施する必要があります。団体が、本制度を活用した事業とは別の事業において市外での活動を行うことは問題ありません。

Q 若者チャレンジ部門と地域づくり部門の２部門でそれぞれ事業を提案することは可能ですか。

A 若者チャレンジ部門と地域づくり部門は同時に提案することはできません。

Q 担当課は必ず設定しなければいけませんか。

A 必須ではありませんが、連携できる担当課があれば設定してください。

Q 国、県及びそれらの外郭団体等から助成を受けている事業は本制度の対象にならないというのですが、既に助成を受けている団体で、現在助成を受けている事業とは異なる事業での申請は可能ですか。

A 団体として他の制度で助成を受けていたとしても、本制度に申請する事業と異なっていれば本制度の対象となります。市の他の制度で助成を受けている場合も同様です。不安のある場合は、ご相談ください。

Q 過去に事業を採択されたことのある団体が、別の事業で新たに申請することは可能ですか。

A 過去に採択された事業と異なる地域課題解決のための事業である場合には、新規事業として申請することが可能です。不安のある場合は、ご相談ください。

Q 複数年度に渡る事業で補助金を申請したい場合は、年度ごとに申請する必要がありますか。

A 同じ事業では、最大で３年度採択されるまで申請が可能ですが、申請の手続き、審査、補助金の交付は年度ごとに行います。また、過去に採択されたことのある事業でも、次の年度の申請時に必ずしも採択になるとは限りません。事業の実績等を踏まえ、課題、問題点を検証し、改めて計画をつくり、次年度以降の提案につなげてください。

Q １年度目、もしくは２年度目まで事業が採択され、本制度を活用して活動を行った後、数年後に同様の事業を再度提案することは可能ですか。

A 可能です。以前提案したものと同様の事業内容である場合は、年度が引き継がれ、補助金額は次の年度のものが適用されます。例えば、１年度のみ本制度の補助金を活用しての活動を行い、数年間自主財源で活動を行った後に同様の事業で申請を行う場合は、補助金の上限額は２年度目のものが適用されます。

コラボ四街道ガイドブック 2027

四街道市地域共創部みんなで課

地域づくり係

TEL 043-420-7525 / FAX 043-424-8920